

周南市障害者計画(第4期)素案に対する意見の概要と市の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
1	第1章 策定にあたって 5 計画の推進体制と進行管理	「障害者団体、関係機関の代表者や学識経験者などで構成される地域自立支援協議会において、計画の進捗状況を把握して適切な進行管理を行い、計画的な施策の推進を図ります。」とのことですが、どの程度の頻度で進捗状況把握を行うのか明示すべきと感ずます。	計画の進捗状況の把握を随時行い、毎年周南市地域自立支援協議会に報告し、進行管理についての協議を行っています。記載は原案のとおりとします。
2	第1章 策定にあたって 5 計画の推進体制と進行管理	計画(素案)は、対象となる方、政策実施を希望する方が明確となっています。計画作成時も聞き取り等実施されたと思いますが、計画期間中も随時聞き取り等を実施し、計画修正を検討願います。聞き取り実施の頻度・方法を具体的に明示すべきと感ずます。	計画期間中においても、障害者団体、ボランティア団体、保健・医療・福祉団体、行政機関、学識経験者、公募委員で構成される周南市地域自立支援協議会において、随時、進行管理を図り、次期計画で見直すべき項目についても検討します。記載は原案のとおりとします。
3	第2章 障害者の現状	障害者の人数の推移詳細の記述となっています。施策作成のためには、居住状況(地域別、家族構成別)、就職状況も明示すべきと感ずます。	「第2章 障害者の状況」につきましては、障害者に関する基本的な数値である、本市の障害区分ごとの障害者手帳所持者数について掲載することとしていますので、記載は原案のとおりとします。
4	第4章 分野別施策 1 安全・安心な生活環境の整備	「障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び段差解消等住宅改修に対する支援を行っています。」とのことですが、どの程度支援を行っているのか、件数または実施金額を明示すべきと考えます。	日常生活用具(住宅改修含む)の支給状況や見込量は、障害福祉計画に記載しますので、記載は原案のとおりとします。
5	第4章 分野別施策 1 安全・安心な生活環境の整備	「市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応とします。」とのことですが、バリアフリー化のための整備は実施しないのでしょうか。	市営住宅については、周南市公営住宅等長寿命化計画に基づき、洋式便器化や共用部の手摺設置を実施しました。今後は、福祉関係部署と連携をし、安全・安心に居住していただけるよう、住宅内のバリアフリー化、手摺設置等を推進していきます。
6	第4章 分野別施策 1 安全・安心な生活環境の整備	「路線バスの低床化も進んでいます。」とのことですが、実数(各社の低床化バス台数/保持バス台数)の推移を明示すべきと感ずます。	路線バスの低床化は平成27年3月末に282台中121台、令和2年2月末現在に260台中186台(リフト付きバスを含む)となっています。 なお、「現状・課題」には、移動しやすい環境の整備等における施策や取組の概要について掲載することとしていますので、記載は原案のとおりとします。
7	第4章 分野別施策 1 安全・安心な生活環境の整備	「音響式信号機 や誘導用のエスコートゾーン等、障害者に配慮した交通安全施設の整備を引き続き警察に要望していきます。」「歩行空間のバリアフリー化を推進します。」とのことですが、周南市障害者計画(第3期)での整備実績と、速やかに対応が必要な個所を明示すべきと感ずます。	毎年、身体障害者団体との協議の場をもち、また、随時の要望に対して、その都度、道路管理者や警察署と協議して対応しています。 なお、「今後の取組」には、この計画における施策の方向性を掲載することとしていますので、記載は原案のとおりとします。

周南市障害者計画(第4期)素案に対する意見の概要と市の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
8	第4章 分野別施策 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	「視覚障害者や聴覚障害者等を対象に、情報・意思疎通支援用具の給付を行うことにより、日常生活を支援しています。」とのことですが、周南市障害者計画(第3期)での給付実績を明示すべきと感じます。	日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)の支給状況や見込量は、障害福祉計画に記載しますので、記載は原案のとおりとします。
9	第4章 分野別施策 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	「市役所本庁に手話通訳者を設置し」とのことですが、具体的な人数を明示すべきと考えます。	市では、聴覚障害者等のために、手話通訳をしたり、日常生活上の問題についての相談に対応する手話通訳者を3人設置しています。 なお、「現状・課題」には、施策や取組の概要について掲載することとしていますので、記載は原案のとおりとします。
10	第4章 分野別施策 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	「手話奉仕員養成講座や手話奉仕員ステップアップ養成講座の実施により人材の育成・確保を図ります。」とのことですが、施策として「人材の育成・確保を図ります。」とするのであれば、具体的な人数を目標値として示すべきと感じます。	手話奉仕員養成研修事業の受講者数の実績や見込量は、障害福祉計画に記載します。本計画では、手話通訳者等の人材の育成・確保についての方向性を記載しますので、記載は原案のとおりとします。
11	第4章 分野別施策 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	「手話言語条例」は多くの自治体で制定済と認識しております。周南市でも速やかに制定願います。	現在、(仮称)周南市手話言語条例の制定に向けて、手話言語条例ワーキンググループや周南市地域自立支援協議会で協議を行っています。
12	第4章 分野別施策 3 防災、防犯等の推進	「若年者から高齢者、障害者まで受講される方に合わせた出前講座により、消費者トラブルに関する学習の機会を提供しています。」とのことですが、機会提供の実績を明示すべきと感じます。	市では、消費者トラブルに関する出前講座を38件実施しています。(平成30年度実績) なお、「現状・課題」には、施策や取組の概要について掲載することとしていますので、記載は原案のとおりとします。
13	第4章 分野別施策 4 権利擁護の推進、虐待の防止及び差別の解消(23ページ)	「知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な障害者の相談に応じて、成年後見制度の適切な利用を勧めています。また、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見人の申し立てをする者がいない場合には、市長による申し立てをしています。」とのことですが、政策実施の実績(金額・件数)を明示すべきと感じます。	成年後見制度利用支援事業の利用実績や見込量は、障害福祉計画に記載しますので、記載は原案のとおりとします。
14	第4章 分野別施策 5 自立した生活の支援・意思疎通支援の推進	「知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行いました。」とのことですが、政策実施の実績(金額・件数)を明示すべきと感じます。	成年後見制度利用支援事業の利用実績や見込量は、障害福祉計画に記載しますので、記載は原案のとおりとします。

周南市障害者計画(第4期)素案に対する意見の概要と市の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
15	第4章 分野別施策 5 自立した生活の支援・ 意思疎通支援の推進	「障害の程度、心身の状況、介護を行なう者の状況や利用者の意向等を勘案して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護や通所サービス等を給付しています。」とのことですが、政策実施の実績(金額・件数)を明示すべきと感じます。	指定障害福祉サービスの利用実績や見込量は、障害福祉計画に記載しますので、記載は原案のとおりとします。
16	第4章 分野別施策 5 自立した生活の支援・ 意思疎通支援の推進	「公共施設を障害児・者の拠点として転用し、地域活動支援センター等の通所サービスを拡充しました。」とのことですが、転用実施施設を列記すべきと感じます。	公の機関以外については、原則として固有名詞を記載しないこととしていますので、記載は原案のとおりとします。
17	第4章 分野別施策 6 保健・医療の推進	「障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行っています。」「60歳以上の内部障害者に対しても、肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成し、肺炎球菌感染症の予防に努めています。」とのことですが、政策実施の実績(金額・件数)を明示すべきと感じます。	「現状・課題」には、保健・医療における施策や取組の概要について掲載することとしていますので、記載は原案のとおりとします。
18	第4章 分野別施策 6 保健・医療の推進	精神疾患の障害者が増えていることを心配しています。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の仕組みづくりと体制の整備を期待します。	第5期周南市障害福祉計画において、令和2年度までの計画期間内に、保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置を進め、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していくこととしており、現在、関係者によるコアメンバー会議で協議を進めています。
19	第4章 分野別施策 7 行政等における配慮の 充実	目の不自由な障害者の方に何うと、ATM預金の引き出しが一般的にタッチパネルになっているために操作が難しいとのことでした。障害者の方へ対応のできる画期的なものが、開発されることを期待しますが、直近でも対応可能な障害者にやさしく対応できる社会的仕組み(行政の仕組み)を求めたいと思います。	行政における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が社会生活を送る上での障壁を取り除くための合理的配慮の提供を今後も行っていきます。また、市民に対しても、広報紙等を通じて障害者にやさしい社会づくりについて啓発を行っていきます。
20	第4章 分野別施策 8 雇用・就業、経済的自 立の支援	障害者雇用については企業に一定割合の雇用を義務付けていると記憶しておりますが、その点についての記述がないのはなぜでしょうか。市行政として、雇用推進のための指導、未達企業の企業名公開を実施すべきと考えます。	障害者雇用に関する企業名の公表については、法律に基づき厚生労働省が行うことから、市では実施いたしません。
21	第4章 分野別施策 9 教育の振興	「児童生徒一人ひとりの障害にそった支援を行うため、特別支援学級を小学校に60学級、中学校に26学級(令和元年5月1日現在)設置しています。」「障害による、学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とする通級指導教室を小学校4校、中学校3校に設置しています。」とのことですが、必要とされる小中学校へ随時設置願います。	特別支援学級の設置については、児童生徒の障害の状態に応じた学びの場を提供できるよう、今後も関係機関と協議を行っていきます。

周南市障害者計画(第4期)素案に対する意見の概要と市の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
22	第4章 分野別施策 9 教育の振興	教育の現場にタブレット端末 IT関連機器の導入がされてくると思います。いち早く支援が行き届くように配慮を進めて頂きたいと思います。最先端の機器は障害の垣根を越えてコミュニケーションがとりやすいコンテンツになると思います。	障害のある児童生徒の教育の機会の確保を推進するため、ICTの活用を含めて、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行っていきます。
23	その他(計画全般)	計画(第4期)素案の目標指標は、計画(第3期)の結果を踏まえたものと考えます。各数値目標には計画(第3期)策定時の現状値、計画(第3期)の目標値を、また計画(第3期)で終了し計画(第4期)に盛り込まれていない目標値がある場合は削除の理由、計画(第4期)で新規目標値の場合は追加理由と計画(第3期)策定時の数値を明示すべきと考えます。	第3期計画から引き継ぐ数値目標については、第3期計画策定時の現状値及び目標値を追記します。 計画に掲げる目標値については、障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえて、周南市地域自立支援協議会での協議を経て設定しています。
24	その他(計画全般)	文章中、年(年度)の表記のほとんどは元号西暦併記でしたが、一部元号のみの表記が見受けられました。また、図表中表記はすべて元号のみでした。年次把握がしやすいよう、すべて元号西暦併記頂けたら幸いです。	年次の把握がしやすいよう、文章及び図表中の元号に、西暦を併記します。
25	その他(計画全般)	本文中、語句に印をつけての「用語の説明」の掲載はありがたいです。説明が必要な語句の再精査を願います。	「用語の説明」については精査をし、一般的に分かりづらい用語について掲載をします。
26	その他(計画全般)	計画の内容は地域性専門性の高いものと考えます。市民からの意見募集のほか、住民・関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等を実施願います。	本計画の素案作成に当たっては、広く市民の意見を反映させるため、障害者団体、ボランティア団体、保健・医療・福祉団体、行政機関、学識経験者、公募委員で構成される周南市地域自立支援協議会から、意見聴取を行っています。
27	その他(計画全般)	[再掲]のみの記述、[再掲 5- (3)]と再掲箇所記載の記述の2種類が見受けられました。後者に統一すべきと感じます。	再掲の記述元が分かるよう、記載を統一します。
28	その他(計画全般)	「障害者」という記述が議論の対象となる場合もあると認識しています。市行政として「障害者」という記述とした考え方を明示すべきと感じます。	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けており、表記は「障害者」とします。
29	その他(計画全般)	「情報の広報」については、企業への通知指導広報が重要と考えます。対応願います。	本計画は、市民をはじめ家庭、職場、学校、地域が一体となって取り組む行動計画であり、企業への情報提供等に努めていきます。
30	その他(計画全般)	市行政では対応し切れない点について、県・国に要請を行う、と言う対応が明示されていないと感じます。追加記述を検討願います。	今後も、県・国と連携をとって施策を推進するとともに、必要に応じて要望を行ってまいります。記載は原案のとおりとします。

周南市障害者計画(第4期)素案に対する意見の概要と市の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
31	その他(計画全般)	市のパブリック・コメント全般で「用語解説」「用語の説明」の掲載を実施願います。	専門的な用語等、説明が必要と思われる用語については、用語の説明を掲載するよう努めます。
32	その他(計画全般)	意見募集期間が、他の市パブリック・コメント多数と重なる中で、通常の意見募集と同様の1カ月の期間設定は短いと考えます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上、意見再募集の実施を求めます。	周南市市民参画条例第11条第2項の規定では、パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、公表の日から原則として1カ月となっており、本件についても、本計画素案の内容及び分量から1カ月が適当と判断いたしました。
33	その他(計画全般)	パブリック・コメントについては、年末年始等市民の繁忙期を避ける、複数案件の期間重複を避ける、これらが避けられない場合は期間の延長を実施する、といった対応を常時実施願います。	実施する案件の状況によっては、時期が年末年始にかかったり、複数の案件の期間が重複する場合があります。案件の内容、状況等を踏まえて、適切な実施時期・期間を設定するよう努めてまいります。
34	その他(計画全般)	意見募集の広報が十分なされたかを判断するため、一般市民が広く目にする媒体(新聞等)にどう広告掲載、記事掲載されたのか、具体的に提示願います。	市広報紙1月15日号に、パブリック・コメント実施の記事(施策の案件、対象、閲覧期間、閲覧場所、意見の提出期間及び提出方法)を掲載しました(紙面1/4ページ)。新聞への広告掲載はしておりません。
35	その他(計画全般)	市広報誌へのパブリック・コメントの記述が1回だけの理由を明示願います。 市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける等の対応を希望します。	市広報紙では、限られた紙面で少しでも多くの情報を市民の皆さまへお伝えするために、記事は原則1回のみ掲載しております。 例外として、長期間に及び市民の生命や財産にかかわることなど、複数回にわたりお知らせする必要がある情報は掲載する場合がありますが、パブリックコメントについては1回の掲載とさせていただいておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
36	その他(計画全般)	意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメントの広報が十分になされたのか判断の上、明示願います。	パブリック・コメント実施の周知方法につきましては、市広報紙及び市ホームページへ意見募集記事の掲載を、また本庁舎(2カ所)及び総合支所情報公開窓口(3カ所)、支所(15カ所)、市ホームページで計画素案を閲覧できるようにしました。周南市市民参画条例第10条に基づき、複数の公表方法により意見募集を行っており、適切に実施したものと認識しております。
37	その他(計画全般)	記述不足が多数あると感じます。不足箇所追加記述の上、再度意見募集すべきと考えます。	周南市市民参画条例第11条第5項の規定により、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表することとしておりますので、再度の意見募集は行いません。